

第3回東大阪市上下水道事業経営審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和5年11月24日(金) 13:30~14:40
場 所	東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室
出 席 者	<u>委 員</u> 笠原会長、中嶋副会長、小出委員、石田委員、松浦委員、覚道委員、梶原委員、森岡委員 <u>理事者</u> (上下水道局) 賀川、木邨、神谷、熊野、西尾、亀井、安田、上山、小川 <u>庶 務</u> (上下水道局) 巽、佐藤、下別府
次 第	1 開会 2 会議の公開及び傍聴者の入場 3 議事 (案件) 今後の水道料金改定について 4 閉会
配布資料	資料-1 出席者名簿 資料-2 今後の水道料金改定について

2. 会議内容（要旨）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
今後の水道料金改定について	<ul style="list-style-type: none"> （14頁）財政シミュレーションの条件設定について、見直し後は大阪広域水道企業団（以下、「企業団」）の統合案を条件としているのは何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> 直近の財政状況を検証して料金改定時期を検討する必要があるため、その直近の資料として企業団の統合案の経営シミュレーションを用いている。企業団との統合検討については、本市を含む6団体で検討しており、経営指標については6団体共通の条件となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 企業団との統合を検討している6団体について、各市の水道料金、使用量、人口減少などの状況を全て合わせてシミュレーションしているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> シミュレーションは、6団体の状況（人口、水需要等）を試算している。 6団体の水道料金が一気に統一されるのではなく、運営自体はこれまで通り各市の会計は別にして、独立して暫くは運営していくことになる。
	<ul style="list-style-type: none"> （32頁）シミュレーションの見直し後、料金改定時期は令和7年10月の改定が必要とのことであるが、4月ではなく10月である考え方について。 	<ul style="list-style-type: none"> シミュレーションの見直し後も、令和7年度に赤字になる結果であった。 昨今の物価高騰についても落ち着いていない状況での料金改定実施となり、市民への影響を考え出来るだけ遅い時期を検討した結果、令和7年10月とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> （13頁）企業団との統合検討について、お客さまサービスの維持や、緊急時の対応等は、プラスの内容なので楽しみな部分である。ただ、検討中に何か不測の事態があって、中止やだいぶ遅れるなど、そのようなことはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では中止になるとか、そのようなところは分からないが、例えば料金システムを企業団の中で統一することによって、例えばクレジットカードでの支払い導入を進めていこうとする動きはある。現時点では、前向きに進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードは、個人の支払い用になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> その通り。銀行の口座引き落としや、コンビニエンスストアでの支払いに加え、クレジットカードでも支払っていただけるようにするということ。

案 件	主な意見・質問	回 答 等
	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを持っていない人は、どうすれば良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 全員というわけではなく、希望される方には、そのような支払い方もできるようになるということである。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気代やガス代の支払いでは、(クレジットカードの支払いによる)利息のことは考えずに、ポイントのことを考える消費者も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードによる支払方法は会社によって色々あると思うが、一括して支払う場合は利息はかからず、分割支払いの場合に利息等がかかる場合が多いと認識している。 クレジットカード会社によってはポイント等が付く場合もあるので、お客様のニーズは一定あると思う。
	<ul style="list-style-type: none"> 普通に生活できる人であればそれで良いと思うが、普通に生活できない人に対してクレジットカード決済を求めるのは無理がある。 	<ul style="list-style-type: none"> あくまでお客さまのご希望があればということになるので、そのような場合でも対応していければと考えている。
	<ul style="list-style-type: none"> 今のところ組織として積極的にクレジットカードの導入を進めていくとか、そちらを主体に置くという話ではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> はい。クレジットカードを主体に置くということではない。
	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の支払いは通常銀行引き落としということで理解しているが、現状はどのような比率で支払われているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> おおよその割合で、金融機関の口座振替が約75%、銀行窓口が数%、コンビニエンスストアの窓口あるいはモバイル決済が約23%となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> (14頁)財政シミュレーションの条件設定の見直しの中の「資金残高を給水収益の3ヵ月分以上の確保」、「黒字確保」、「料金回収率を3年間100%以上維持」の3つの条件は、企業団統合の共通条件ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> その通り。
	<ul style="list-style-type: none"> (14頁)(見直し後の条件が企業団統合の共通条件である旨を)下の方にでも注釈で記載すると良いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> (注釈を資料へ記載)

案 件	主な意見・質問	回 答 等
	<ul style="list-style-type: none"> （6 頁）従量料金について、例えば家事用で 21～30 m³が 208 円、30 m³～が 247 円と上がっているが、これは水量がオーバーした分が上がるという認識か。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば 7 m³まで使った方については 608 円で一律になっている。10 m³使った方には 608 円に 98 円と 98 円と 98 円を足し、11 m³使った方には次にプラス 146 円になるということで、段階的に上がっていく。
	<ul style="list-style-type: none"> 企業団との統合検討について、東大阪市以外の市も検討していることについて気になっている。市民へ値上げについて受け入れていただくためにも、他市との比較、他市の動きについても合わせて欲しい資料である。 	<ul style="list-style-type: none"> 他市でも経営シミュレーションは行っている。企業団へ統合しても安定的に経営していかねばならないことには変わりないので、各市で赤字になる前に料金改定を実施するようなシミュレーションを作成されている。 （料金改定の）タイミングがいつになるかは各市の状況によるが、東大阪市については令和 7 年で検討している。
	<ul style="list-style-type: none"> 最近経営が厳しくなり料金改定を検討している事業者が大阪府内にも結構あるように思う。軒並み 20%程度の料金改定率を設定しようとする話を聞くことがある。 例えば電気代が上がり動力費に影響が出る話も聞くので、ある意味料金改定ラッシュというのもあるかと思う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> （7 頁）物価高騰で改定率が上がっていくのが通常だと思っているが、平成 23 年に 5%下がっている要因は。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年の値上げは、受水単価の値上げによるものである。平成 23 年は逆に受水単価が下げられたことに合わせて、本市も値下げに踏み切ったということになる。
	<ul style="list-style-type: none"> 料金制度について、マンションの場合は 1 室ずつ計っているのか、その辺りの仕組みについて教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> マンションに関しては、一棟（マンション全体）に対しての請求が基本である。個別の入居者に対しては、マンションのオーナー様との契約になることから、上下水道局は直接関与していな

案 件	主な意見・質問	回 答 等
		いことになる。
	<ul style="list-style-type: none"> • オーナーが一户ずつ（の水道料金）を計算しているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> • その通り。
	<ul style="list-style-type: none"> • マンションの入居者は、水道料金を（上下水道局へ）直接、例えば金融機関へ支払うということはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • はい（マンションの入居者が直接支払うということはない）。
	<ul style="list-style-type: none"> • 見直し後は、企業団と統合することによって府からの補助金が入ることが前提になっているが、補助金は使用の用途については制限なく自由に、東大阪市の裁量で使えるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金については、大きく2つあり、1つは統合することによって統合に必要な建設事業費に使えるもの、あともう1つは統合に関係のない管路の整備等に使うもので、いずれも施設整備のためだけに使えるものとなっている。
	<ul style="list-style-type: none"> • 施設整備の方で本来執行しなければならなかったものが、（補助金を使えるため）別のところに回せるという解釈か。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本来企業債を借りなければいけなかったけれども借入額を抑えることができるとか、そのようなところで料金改定にはメリットがあるということになっている。
	<ul style="list-style-type: none"> • 今後の料金改定については、庶務からの説明のとおり、料金改定時期は令和7年10月、料金改定率や料金体系の方針は答申書の内容を踏襲する方針とすることについて、審議会として了承する。 審議会で出された意見については、これからの事業運営の参考にしてほしい。 	